

財務省第10入札等監視委員会  
令和4年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和5年6月13日(火) 広島合同庁舎1号館会議室	
委員	委員 山口 力 (広島大学大学院人間社会科学研究科 教授) 委員 中川 隆喜 (アイル監査法人 公認会計士) 委員 三崎 和也 (三崎法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	令和5年1月1日(日) ~ 令和5年3月31日(金)	
契約の概要説明	審議対象期間における契約案件の概要	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : (R4)広島市安芸区船越二丁目所在国有建物等解体工事設計図書等作成業務委託 契約相手方 : 株式会社岡田積算建築設計 (法人番号 3240001015441) 契約金額 : 1,221,000円 契約締結日 : 令和5年1月30日 担当部局 : 中国財務局
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 広島市西区己斐西町所在の国有地における擁壁調査業務 契約相手方 : 日発技研株式会社 (法人番号 8280001000550) 契約金額 : 2,970,000円 契約締結日 : 令和5年1月6日 担当部局 : 中国財務局
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 府中税務署建築その他改修工事設計業務委託 契約相手方 : 株式会社三輝設計事務所 (法人番号 3210001014388) 契約金額 : 11,077,000円 契約締結日 : 令和5年2月27日 担当部局 : 広島国税局
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 電動アシスト自転車の購入 契約相手方 : 株式会社日進ブンセイ (法人番号 7240001007385) 契約金額 : 11,695,200円 契約締結日 : 令和5年1月10日 担当部局 : 広島国税局
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p><b>【抽出事案の説明及び審議】</b></p> <p><b>1 (R4) 広島市安芸区船越二丁目所在国有建物等解体工事設計図書等作成業務委託</b> 落札率が高い理由について</p> <p><b>2 広島市西区己斐西町所在の国有地における擁壁調査業務</b> 業務内容の説明について</p> <p><b>3 府中税務署建築その他改修工事設計業務委託契約業務内容について</b>  応札者が多い理由について</p> <p><b>4 電動アシスト自転車の購入</b> 業務内容の説明について  応札者が少ない理由について</p>	<p>本件の予定価格については、図面作成といった設計業務や数量計算書の作成といった計算業務に係る「直接人件費」と「諸経費等」で構成されているが、落札者から提出のあった内訳書をみると、「直接人件費」は予定価格を上回っていたものの、入札に当たり「諸経費等」を圧縮したことにより、結果として予定価格に近い金額により落札されたものと考えている。 入札参加者が少なかったこともあるので、今後、同様の案件があった場合は、できるだけ多くの参加が得られるよう競争性の確保に努めたい。</p> <p>本件業務は、事業名に所在する国有地の法面に設置されている擁壁について、健全性の調査業務を委託したもので、具体的には、石積みやモルタル吹付、コンクリート造の当該擁壁について、目視調査や打音調査に加え、ドリル削孔によるファイバースコープ観察を行い、その結果、ボーリング調査などの追加の詳細調査や緊急的な対策工事が必要であるとの評価になった場合には、具体的な詳細調査計画書や工事工法の提案書を作成し、報告書とあわせて提出することを業務内容としたもの。</p> <p>府中税務署庁舎の各種施設の改修工事及びバリアフリー推進のための改修工事を実施するための設計業務を委託するもの。</p> <p>電子調達システムの利用拡大の他、競争参加資格A等級であるところ、競争性を高めるため1等級下位の者も参加可能としたこと、同種業務の実績を有する者への入札参加の声掛けに加え、比較的調達案件の少ない時期に調達を実施したことが応札者が多かった理由と考える。</p> <p>税務署の主たる業務である調査事務及び徴収事務のために納税者の所在地等に実際赴く際は、自動車だけでなく自転車も利用しており、今回、税務署が保有している電動アシスト自転車のうち、平成22年度及び平成23年度に調達した123台を回収して新たに110台購入するもの。 なお、調達台数の算定に当たっては、各税務署の自転車の稼働状況等を確認した上で真に必要なものとするため、13台を減車している。</p> <p>競争性を働かせるため、電動アシスト自転車の取扱業者7者に声掛けをしたが、一部地域に店舗がなく納品及び回収が困難である、台数が多く納品が間に合わない、自転車の防犯登録の所有者を各納品先税務署総務課長にすることが煩雑である等の理由から参加を断られ、結果として2者となっている。 今後の調達に当たっては、業者意見等を参考としながら、ブロック別による調達により更なる競争性の確保が図られないかを総合的に判断していきたい。</p>